○農林水産省告示第千二百七十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年九月七日　　農林水産大臣　石破　茂

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第84345号	化成肥料	ダイシン有機入り089	株式会社ダイシン	秋田県男鹿市船越字堂の前328番地２

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２８０号

岡山県倉敷市連島町矢柄6147番地、住民票上の住所岡山県倉敷市連島２丁目７番35号

債務者　槇野　順子

1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号

岡山県倉敷市田ノ上919番地１ミルキーウェイ202号

債務者　山下　恵美（旧姓西田）

1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号

岡山県倉敷市北畝３丁目２番28号ニューシティエクシードＢ202号

債務者　松友　義博

1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９９号

岡山県倉敷市広江７丁目14番４―305号

債務者　北川　友逸

1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２０９９号

札幌市西区発寒５条２丁目３番８―503号

債務者　新田　実

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１００号

札幌市西区発寒５条２丁目３番８―503号

債務者　新田ちづ子

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３１号

札幌市東区北32条東18丁目４番19号　アドバンス新道東102号

債務者　岸田　圭右

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６７号

札幌市北区新琴似11条16丁目８番16号

債務者　及川　真也

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７７号

札幌市豊平区月寒東２条19丁目７番38号　エタニティー302号

債務者　松木　将史

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３３８号

札幌市白石区本通17丁目北17番32号　グレイス大谷地401号

債務者　藤谷　幸雄

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７５号

札幌市豊平区平岸４条16丁目５番１―915号

債務者　三浦　裕子

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３７８号

札幌市西区発寒15条１丁目４番13号

債務者　三ツ谷繁晴

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３９２号

北海道恵庭市島松寿町２丁目31番地の１

債務者　箕川　誠一

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３１号

札幌市豊平区平岸１条３丁目２番14―203号

債務者　廣岡　秀夫（旧姓林）

1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部